

申請書記入に当たっての留意事項

1. 申請書作成に当たっての注意点について

申請に当たっては事務取扱要領及び申請書記載要領に記載されている事項を確認の上、以下の点に注意し申請してください。

(1) 提出書類

申請に当たって必要な提出書類等は以下のとおりです。

- ①別記第1～5号様式（各1部）
- ②申請書記載要領8に規定する資格の登録等を称する書面の写し（各1部）
- ③技術者の実務経歴書（必要に応じて）（各1部）
- ④切手を貼付けした返信用封筒（1部）

※④については、調査結果を申請者へ通知する際に使用しますので、A4用紙1枚が郵送できる封筒に申請者の住所、宛名等を記入の上、郵送料分の切手を貼り付けて提出してください。

(2) 申請書作成に当たっての注意事項

- ・ホームページに掲載している申請様式（エクセルファイル）の別記第1号様式から別記第4号様式は、色付きのセルのみ入力又はリストから選択してください。その他のセルは自動計算で数字等が入力されるようになっています。
- ・別記第5号様式は自動計算ではありませんので、全て入力してください。
- ・別記第2号様式から別記第4号様式に記入する技術者については、前回申請がある場合、申請時に申請書に記入された順番で記入してください。
- ・前回申請時から技術者を新規に追加する場合は最下段に記入してください。
- ・入力する技術者の行が不足し行を追加する場合は、行をコピーして挿入する等、エクセルの計算式の集計に影響が無いようご注意ください。
- ・技術者を新規に追加される場合で、資格の要件ではなく、学歴に応じた実務経験年数で技術者を追加する場合は、森林土木関係又は砂防関係の業務に従事された実績が確認できる資料を提出してください（参考に「(任意様式) 技術者の実務経歴書」を掲載しておりますのでご活用ください）。
- ・別記第5号様式に記入する業務の実績は、測量業務は直近3年、その他は直近5年を目安とし、別記第2号様式から別記第4号様式に該当する技術者が関係する業務を主に記入してください。
- ・申請様式（エクセルファイル）の印刷範囲外にも入力に当たっての注意事項が記載されておりますので、ご確認の上、入力してください。

2. 砂防関係業務の取り扱いについて

(1) 砂防関係業務の実績について

治山関係の測量業務及び設計業務について、**単県治山事業等の一部の業務委託の指名に必要な技術者の要件を、令和5年度調査より、以下のとおりとしています。**

- ・ 学歴に応じた経験年数を森林土木に加えて**砂防関係の業務経験年数も認めます。**(森林土木＋砂防の経験年数または砂防のみの経験年数でも認める)
※経験年数の他、森林土木関係の設計業務では技術士(森林土木部門)、博士(森林土木に該当する部門)、RCCM(森林土木部門)、林業技士(森林土木部門)の資格を認めていますが、**砂防関係の資格(技術士(河川、砂防及び海岸・海洋部門)等)は認めていません。**あくまでも**経験年数のみ**です。
- ・ 砂防関係の業務は**砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業**とします。

上記を受けて、令和5年度調査より、従来の調査項目に加えて、砂防関係の業務経験を調査できるよう、事務取扱要領及び申請書記載要領を改正しています。

これは、**森林土木関係の業務経験は無い若しくは少ないものの、砂防関係の業務経験はあり、かつ治山関係の測量設計委託の指名を希望される方を把握することを目的としています。**

(2) 申請書の記載方法

①別記第1号様式

・「3 技術者数」を「3 森林土木関係業務の技術者数」に変更し、新たに「4 森林土木関係及び砂防関係業務の技術者数」を令和5年度調査より追加しています。

森林土木関係＋砂防関係の経験年数または砂防関係のみの経験年数で学歴に応じた必要な経験年数を満足する技術者がいる場合に記入します。

②別記第2号様式及び別記第3号様式

・ 測量業務及び設計業務において、従来の「別記第2号様式」及び「別記第3号様式」を「別記第2号様式の1」及び「別記第3号様式の1」に変更し、新たに「別記第2号様式の2」及び「別記第3号様式の2」を追加しています。

・「別記第2号様式の1」及び「別記第3号様式の1」は従来通り森林土木関係の法令による免許等や業務経歴を記入するものです。

・「別記第2号様式の2」及び「別記第3号様式の2」は森林土木に加えて砂防関係の業務経験を記入するもので、「別記第1号様式」の「4 森林土木関係及び砂防関係業務の技術者数」に反映されるものです。

③別記第 5 号様式

・様式に変更はありませんが、本様式は別記第 2 号様式から別記第 4 号様式に記入する技術者の実績と関連する業務を記入するものであるため、**従来の森林土木関係の業務に加え、砂防関係の業務も記入できます。**

④その他

砂防関係の業務経験については、森林土木関係のみで経験年数を満たさない場合に記載するものです。

よって、**森林土木関係の資格要件や経験年数により、必要な技術者の人数が確保できている会社については、記載する必要はありませんのでご注意ください。**